

小施策評価シート (平成 28 年度実績評価)

施策コード	8	施策名	安全・安心な暮らしの確保	
小施策コード	8-6	小施策名	空き家等対策の推進	
小施策 主管課等コード	047200	小施策 主管課等名	くらしの安全課	
評価責任者名	割船 活彦		内線番号	2680
評価シート作成者名	晴山 満		内線番号	2681

Step 1 施策目標の達成状況

まちづくり指標	目指す 方向	単位	25年度 実績 (当初値)	27年度 実績	28年度 実績	31年度 目標値	36年度 目標値
まちづくり評価アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合	↑	%	69.0	72.7	76.2	75.0	80.0
まちづくり評価アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合	↑	%	60.7	57.9	62.1	70.0	80.0
人口1万人当たりの火災発生件数	→	件	1.7	1.6	1.5	1.7	1.7
人口1万人当たりの刑法犯発生件数	→	件	68.4	57.6	51.2	68.4	68.4
不適正な管理状態にある空き家等の相談件数	↑	件	60	178	139	85	85
消費生活相談の解決率（解決した件数／消費生活相談件数）	↑	%	98.5	98.8	98.9	99.0	99.0

(↑：数値を上げていくことを目標とする指標， ↓：数値を下げていくことを目標とする指標， →：数値を維持することを目標とする指標)

Step 2 小施策の全体像

小施策の概要等（構成事業は別紙ロジックモデルシートのとおり）

対象（誰（何）を対象として行うのか）	意図（対象をどのようにしたいのか）
市民	安全・安心な暮らしを確保する。
現状と課題	適正に管理されていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが問題となっており、市に寄せられる相談件数も年々増加している。盛岡市空き家等の適正管理に関する条例（27年4月施行）に基づき、適正に管理されていない空き家等の所有者等に対し、必要に応じて助言・指導、勧告及び命令を行うことにより、空き家等の適正な管理を促進することが課題となっている。
取組の方向性	市民の良好な生活環境を保全するため、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるような空き家・空き地の所有者・管理者に対し適正な管理を促す。

Step 3 小施策指標の推移

小施策の指標	目指す方向	単位	25年度実績 (当初値)	27年度実績	28年度実績	31年度目標値	36年度目標値
不適正な管理状態にある空き家等の相談件数	↑	件	60	178	139	85	85

（↑：数値を上げていくことを目標とする指標， ↓：数値を下げていくことを目標とする指標， →：数値を維持することを目標とする指標）

Step 4 市民ニーズの把握

適正に管理されていない地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家等の問題が市に寄せられることから、空き家が地域で問題化しないよう適正な管理に関する啓発に取り組んでいく必要性がある。

Step 5 役割分担分析

1 各主体の役割の状況

		役割の内容	役割分担比率 (%)
各主体の役割の状況	市	適正管理に係る指導・助言等や利活用の推進など，中心的な役割を担っている。	50
	国・県・他自治体	市町村への情報提供や財政支援，空き家等対策の充実等，市町村を積極的に支援することが期待されている。	25
	市民・NPO	個人の財産であることから，空き家等の所有者が，自己責任において取り組むことが求められている。	25
	企業・その他		

2 今後の市の役割の比重の方向性とその理由

- 市の役割の比重を拡大していくことを検討する
- 現状維持（現在の市の役割の比重を維持する）
- 市の役割の比重を縮小していくことを検討する

（理由）

本来，空き家等個人の財産は所有者の自己責任で適切に管理されるべきである。

また，所有者のいない不動産が問題のある空き家等になるおそれが高いことから，法律に基づき，このような物件がある程度国の責任で管理・処分がなされるような制度を作るべきである。

Step 6 前年度に分析した課題・改革改善案に対するアクション

1 平成28年度に分析した問題点・課題に対する改革改善案

- ・ 市の広報等への適正管理に係る啓発記事の掲載
- ・ 法律や不動産等の関係機関と連携した空き家等の適正管理及び利活用に係る相談会の実施

2 1の改革改善案の実施状況

（A：着手済， B：平成29年度に着手（予定含む）， C：未着手または見送り）

改革改善案	具体的な取組（予定）内容	状況
市の広報等への適正管理に係る啓発記事の掲載	空き家に関する講座の実施	A
法律や不動産等の関係機関と連携した空き家等の適正管理及び利活用に係る相談会の実施	空き家・空き地の売却，賃貸，相談などに関する専門家による相談会の実施	B

3 2で挙げた取組状況がCの場合，その原因

Step 7 成果・問題点の把握

1 成果の把握と要因分析及び課題の設定

(1) 小施策の中で成果をあげた点

適正に管理されていない空き家等に対する相談により、空き家等の所有者に対して指導、助言を行った。

(2) 成果をあげた要因

- ・ 助言、指導により空き家等の所有者等が管理を改善した。
- ・ 空き家等の所有者等を対象とした相続、活用に関する講座を開催した。

(3) さらなる成果向上に向けた課題（課題がある場合に記載）

- ・ 空き家等を発生させない取組を行う。
- ・ 適正に管理されていない空き家等の所有者等に対して更なる助言・指導を行う。

2 問題点の把握と原因分析及び課題の設定

(1) 小施策における現状の問題点

空き家等の所有者が不明であったり、判明しても適正な管理が行われないケースがある。

(2) 現状の問題点が生じている原因

- ・ 問題のある空き家等の中には、管理の方法がわからない、相談相手がいない等の理由により、所有者の対応が遅れるケースがある。
- ・ 市が法令に基づき代執行又は応急措置を行うための、十分な予算措置がなされていない。

(3) 分析した原因の解決に向けた課題

- ・ 市民を対象とした空き家等適正管理に係る啓発活動の推進。
- ・ 空き家等の所有者等を対象とした相談会を実施する。

Step 8 小施策と構成事業の関係性

1 小施策との結び付きが弱い、もしくは他の事業と重複していると考えられる事業

該当事業なし。

2 1で記載した事業についてその理由

3 1で記載した事業の今後の方向性（案）（縮小・廃止・統廃合等）

Step 9 Step7, 8を踏まえた改革改善案

不動産鑑定士や宅地建物取引士など専門家による、空き地・空き家の売却、賃貸、相続などに関する相談会を実施する。